



ひなた  
**みんなが子どもの日向**  
—日向市子どもの未来応援プロジェクト—

## **第5回日向市子どもの未来応援会議**

日 時 平成29年1月16日（月）午後1時半～

会 場 日向市役所 健康管理センター2F会議室

**事務局 日向市健康福祉部 福祉課 保護第1・2係**

# 会 次 第

## 1. 開 会

## 2. 報 告

- 1) 「子どもとご家庭の生活・ニーズに関する調査」及び「子どもの貧困対策に関する教職員アンケート」の実施結果（単純集計）について
- 2) 保護者と子どもの個別インタビュー調査の中間集約について

## 3. 議 事

- 1) 「日向市子どもの未来応援推進計画」案の協議について
- 2) 計画案策定に向けたスケジュールについて

## 4. 次回会議の日程

第6回会議 月 日（ ） : ~

## 5. 閉 会

## 議事1)「日向市子どもの未来応援推進計画」案の協議について

計画案について、第4回会議に引き続き、章ごとの構成及び具体的な文章について段階的に提案しますので、ご協議願います。

\*協議の過程では「子どもと家庭の生活・ニーズ調査」及び「子どもの貧困対策に関する教職員アンケート調査」の集計・分析結果や、「子どもと家庭の現状・ニーズに関するインタビュー調査」の集約をとりまとめながら、現状・課題と対策の作成・補強を行います。

### 第1章 はじめに

#### ◇計画策定の趣旨（子どもの貧困の社会問題化、国・県の動き）

平成21年10月20日、厚生労働省が初めて「相対的貧困率」及び「子どもの貧困率」を発表（OECDが発表しているものと同様の計算方法で計算）し、調査対象の平成18年時点で「子どもの貧困率」は14.2%で、約7人に1人の子どもが貧困な状況におかれていることが明らかとなりました。さらに、平成23年7月12日には、平成21年時点での「子どもの貧困率」が、15.7%と1.5ポイント上昇しており、一人親世帯では相対的貧困率は50.8%と極めて高い値であることが報告されました。

リーマンショック以降のデフレ経済が進行する状況の下、非正規雇用の増大やニート、引きこもり等が顕著となり、格差や貧困の連鎖が社会問題化する中で、国においては、議員立法という形で、平成25年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策法」という。）」が成立し、平成26年1月17日に施行されました。このような中、平成26年7月15日発表の「子どもの貧困率」は、平成24年時点で16.3%となり、公表されている昭和60年以降では最悪の値を更新しています。また、一人親世帯の相対的貧困率は54.6%で前回から3.8ポイント上昇しています。

国においては、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」ことを目的として、平成26年8月29日に、「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、各種施策が展開されているところです。

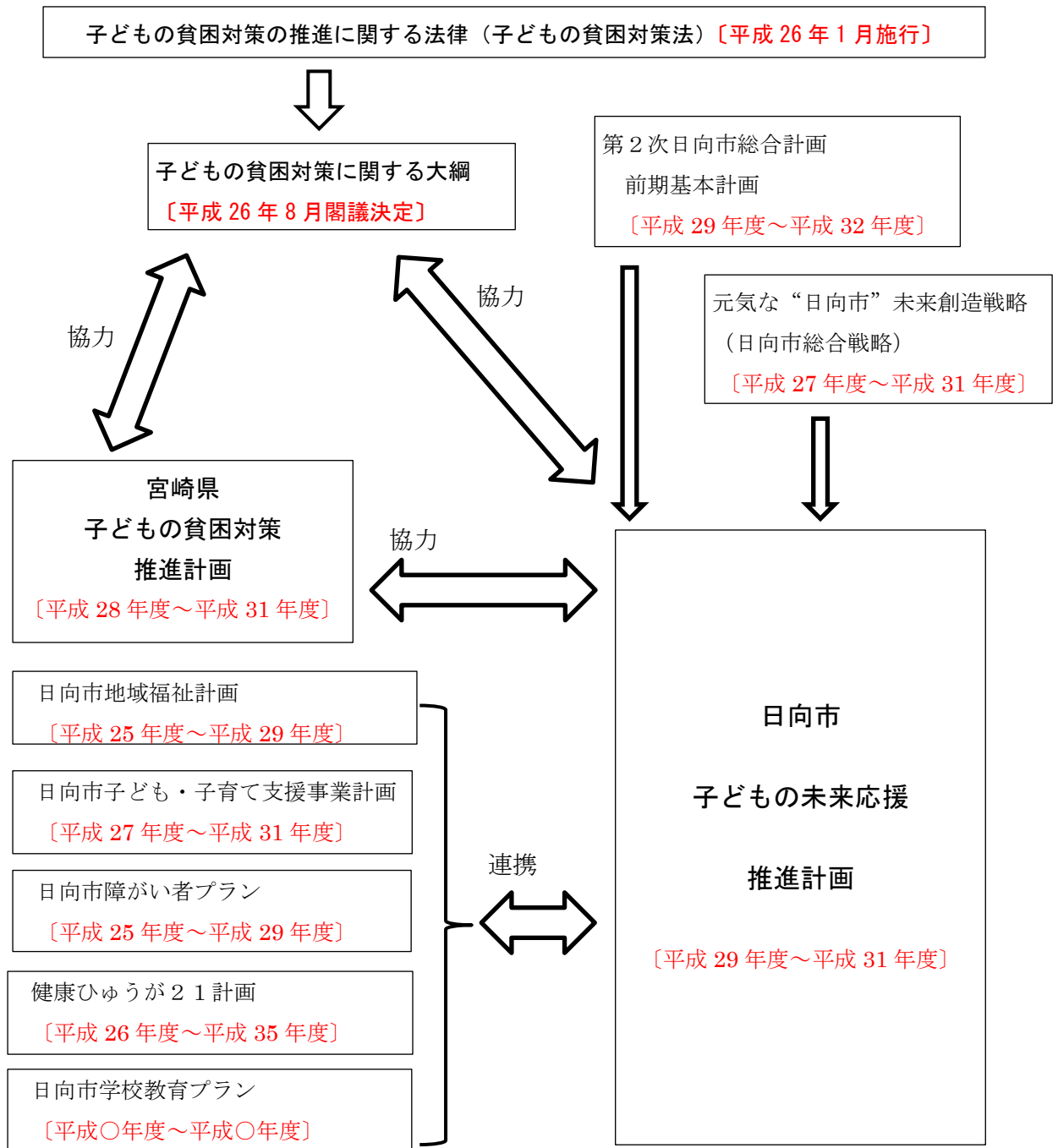
宮崎県においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく都道府県計画として、平成28年3月、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が策定されています。計画の基本理念として「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現」を掲げており、本県の強みである温かな県民性に育まれた地域の繋がりを活かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策を推進することとなって

います。

なお、宮崎県では、平成28年4月に「宮崎県家庭教育支援条例」が施行されています。これは、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、経済格差の拡大による子どもの貧困の問題等、社会環境が一層深刻となり、子育てに不安を抱える親や孤立化する親も増えてきており、過保護や放任など家庭の教育力の低下に対応するために制定されたものです。子どもの貧困に限定せず、家庭教育を支援するための取り組みをさらに進め、各家庭が改めて家庭教育において果たすべき役割の重要性を認識し、自主的に取り組むとともに、家庭を取り巻く地域、学校等、事業者、行政その他県民皆で家庭教育を支え、家庭の教育力の向上を図ることを目的としています。

本市においては、就学援助の増加や児童扶養手当の受給世帯数が毎年、1000件程度で推移している等の状況が見られます。また、生活困窮者自立支援法に基づく事業である「日向市生活相談・支援センター心から」の相談内容や支援事例からは、貧困が同じ世帯、親子を含む家族の間で連鎖しており、養育機能の欠如、教育水準の低下を招いている現状も生まれてきています。その結果、子どもに対する貧困の影響が顕著で、家庭にも地域にも学校にも子どもの居場所がないという現実が生まれてきています。

◇計画の全体像、位置付け（他計画との関係性）、期間



「子どもの貧困対策に関する大綱」では、平成26年8月から平成31年8月までの5年間で政府が取り組むべき重点施策を中心に策定されています。また、県の「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間となっています。

本市の「第2次日向市総合計画 前期基本計画」の計画期間は、平成29年度から平

成 3 2 年度までの 4 年間となっていますが、子どもの貧困対策については、国や県の施策と連動する必要もあることから、本計画は、終期を合わせるため平成 2 9 年度から平成 3 1 年度までの 3 年間とします。

#### ◇計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、平成 2 8 年 7 月に「日向市子どもの未来応援会議」を設置しました。これは、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 2 条の規定で定められた基本理念に則り、本市の子どもの貧困対策等を総合的に推進し、子どもの発達・成長段階に応じた支援を切れ目なくつなぐ地域ネットワークを形成するために設置したものです。委員の選任に当たっては、子どもの貧困の実態をより詳細に把握したうえで、課題や対応策を議論することが必要との判断から、児童福祉関係者はもとより、教育関係者、医療関係者、民間の児童支援関係者、雇用機関関係者、地域福祉関係者、学識経験者等で構成することとしました。

## 第2章 本市における子どもの貧困についての現状

### 1) 傾向

#### ① 総人口・18歳未満人口の推移

##### (1) 総人口と世帯数の推移

本市の人口は、合併により新市に移行した平成18年以降、減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。

総人口と世帯数

(単位：人・世帯)

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
人口	64,923	64,705	64,463	64,499	64,506	64,202	64,009	63,604	63,352	63,017	62,715
世帯数	26,667	26,875	27,063	27,340	27,603	27,758	28,027	28,172	28,237	28,414	28,552

(住民基本台帳：各年3月末現在)

##### (2) 3区分での年齢別人口の推移

平成19年度から28年度を比較すると、18歳未満人口は1,194人減少し、18～64歳人口は4,268人減少しています。一方65歳以上人口は3,472人増加しています。

3区分での年齢別人口

(単位：人)

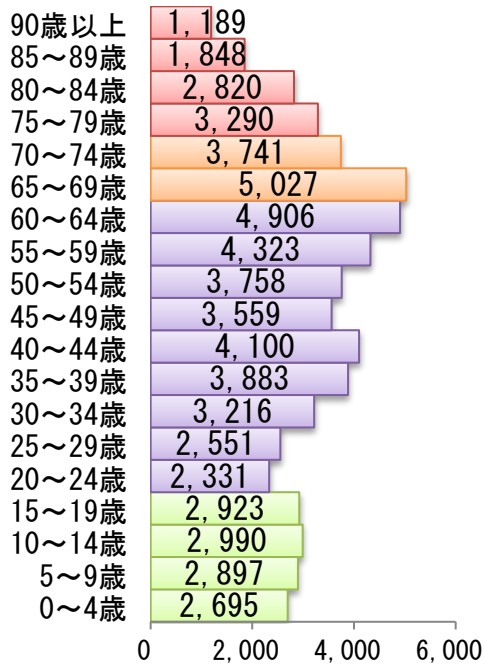
	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
18歳未満	11,853	11,745	11,704	11,583	11,422	11,343	11,037	10,930	10,774	10,659
18-64歳	38,347	37,888	37,638	37,518	37,374	36,843	36,189	35,469	34,742	34,079
65歳以上	14,505	14,830	15,157	15,405	15,406	15,823	16,378	16,953	17,501	17,977

(住民基本台帳：各年4月1日現在)

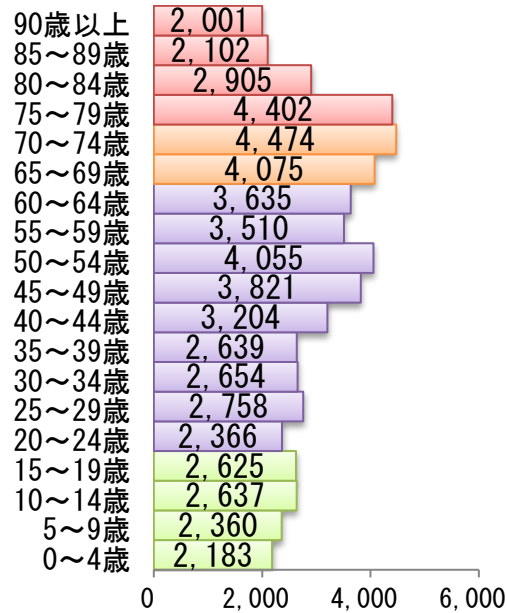
##### (3) 年齢区分ごとの人口推計

本市の19歳以下の人口は、2015年と比較して2025年は15%、2040年は32%、2060年は48%減少する見通しとなっています。

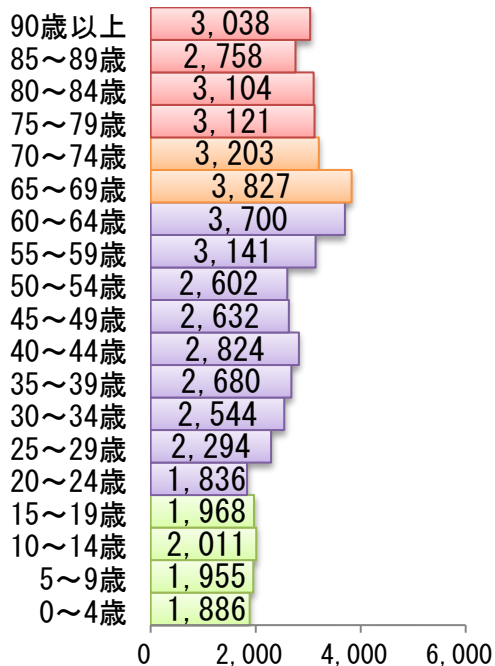
## 2015年（現在）



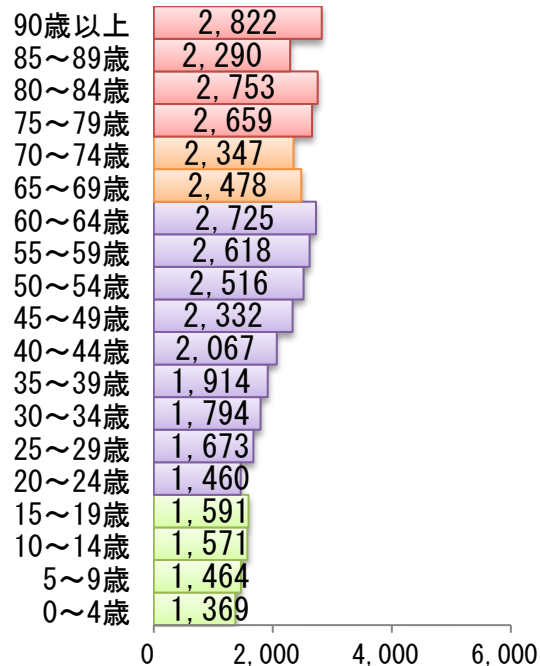
## 2025年（10年後）



## 2040年（25年後）



## 2060年（45年後）



出典：国立社会保障・人口問題研究所日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）

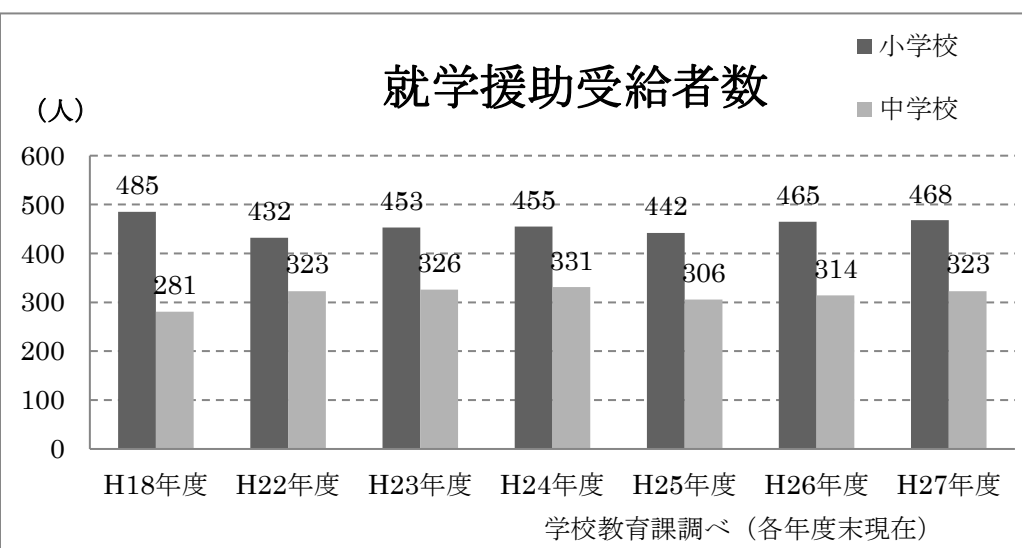


## ② 就学援助の受給推移

### (1) 就学援助受給者数

就学援助は学校給食費や学用品費等の支払いにお困りの保護者の方に対して、申請にもとづき、その費用を援助する制度です。ここでは準要保護児童生徒の状況を掲載しています（生活保護受給世帯の要保護児童生徒数は別途掲載）。平成18年度及び27年度以前5年間の推移をみると、小学校の受給者数は概ね微減から横ばいに至っており、中学校の受給者数は増加をたどり横ばいで経過しています。

受給者数	(人)		
	小学校	中学校	全体
平成18年度	485	281	766
平成22年度	432	323	755
平成23年度	453	326	779
平成24年度	455	331	786
平成25年度	442	306	748
平成26年度	465	314	779
平成27年度	468	323	791

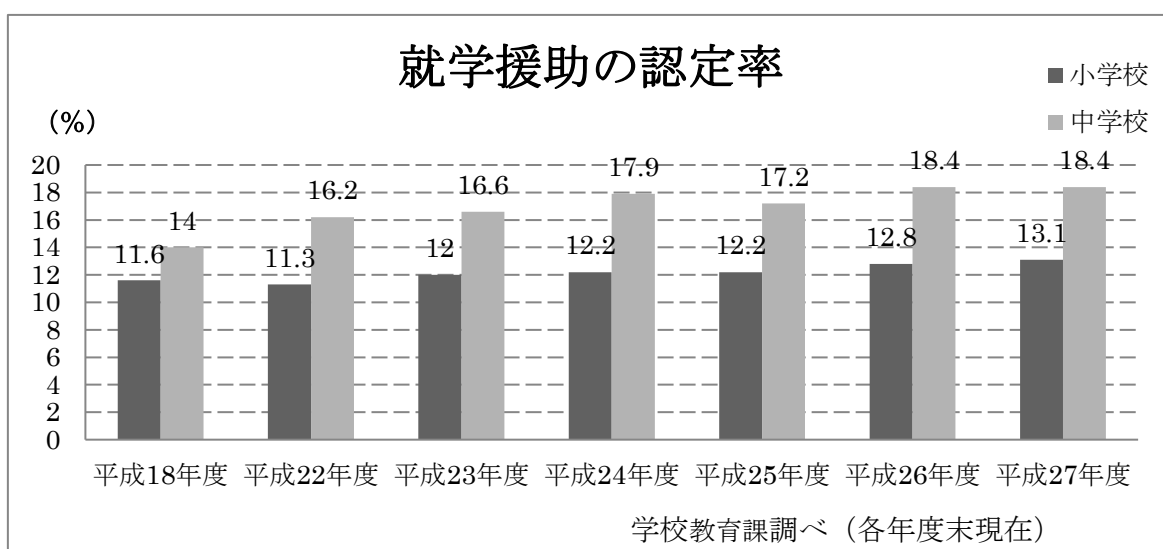


### (2) 就学援助の認定率

平成18年度から27年度にかけて児童生徒数が800人以上減少している中で、受給者数は横ばいで推移しており、小学校・中学校とも認定率は年々増加しています。

認定率	(%)		
	小学校	中学校	全体
平成18年度	11.6	14.05	12.4

平成 22 年度	11.3	16.2	12.9
平成 23 年度	12	16.6	13.6
平成 24 年度	12.2	17.9	14.1
平成 25 年度	12.2	17.2	13.8
平成 26 年度	12.8	18.4	14.6
平成 27 年度	13.1	18.4	14.8



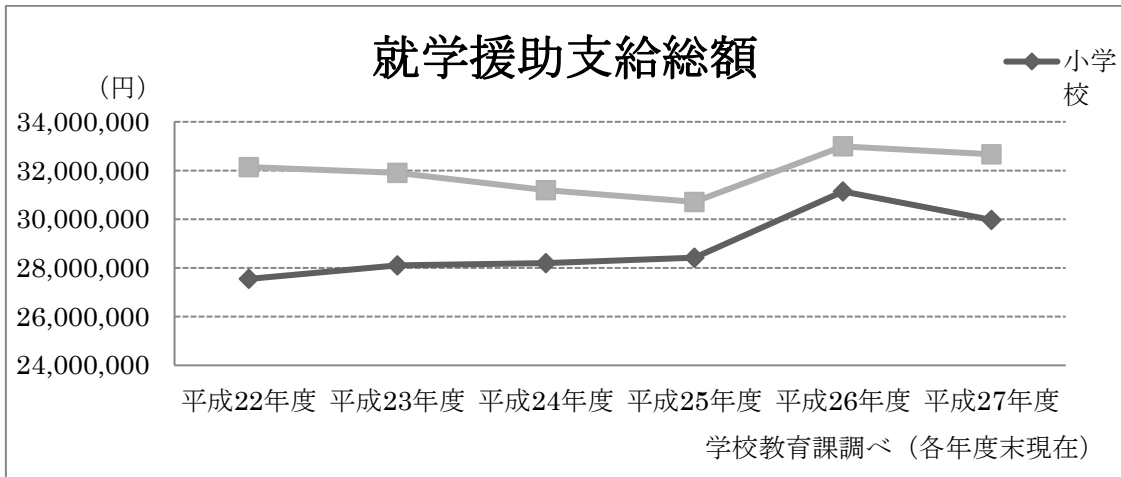
### (3) 支給総額

支給総額は毎年度6千万円を前後して推移しています。

支給総額

(円)

	小学校	中学校	全 体
平成 22 年度	27,550,389	32,138,435	59,688,824
平成 23 年度	28,111,584	31,908,569	60,020,153
平成 24 年度	28,205,270	31,199,078	59,404,348
平成 25 年度	28,428,552	30,714,341	59,142,893
平成 26 年度	31,140,851	32,992,093	64,132,944
平成 27 年度	29,968,637	32,671,867	62,640,504



### ③ 生活保護受給世帯の児童生徒（小・中学生及び高校生）数の推移

下記数値のうち、小学生・中学生の数が、就学援助制度上では要保護児童生徒数となります。小・中学生及び高校生のいずれも減少傾向にあります。

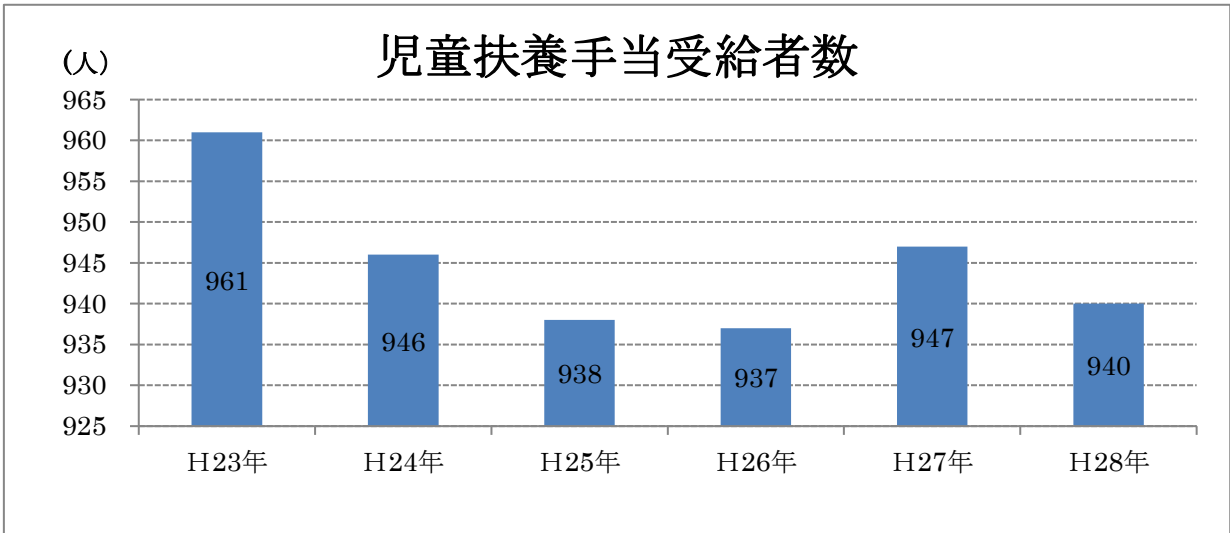
	小学生	中学生	高校生
平成24年3月末	41	34	28
平成25年3月末	45	23	26
平成26年3月末	33	19	34
平成27年3月末	21	23	22
平成28年3月末	21	21	14

福祉課保護係調べ

### ④ 児童扶養手当受給者数の推移

平成23年度以降の5年間は、900人半ばで受給者数が推移しています。

		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年
受給者数	都道府県・市等支給対象者	961	946	938	937	947	940
全額支給	本人所得	29	33	33	41	40	41
停止者数	扶養義務者等所得	25	28	25	21	32	39
合 計		1,015	1,007	996	999	1,019	1,020



#### ⑤ 離婚率・ひとり親家庭の推移

##### (1) 離婚率の推移

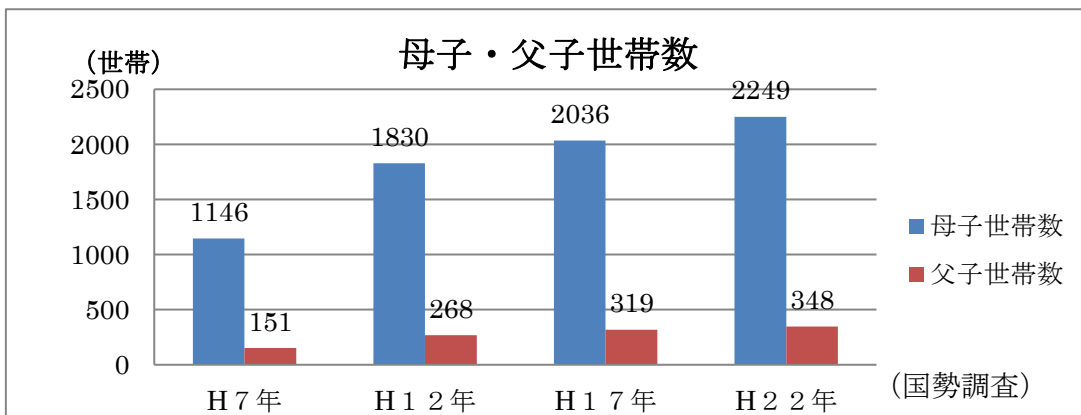
平成27年の離婚率は全国は1.8、宮崎県は2.1であり、本市の離婚率は極めて高い水準で推移しています。

福祉課保護係調べ

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
人口1000人当たりの離婚件数 (年間離婚届出数/10月1日人口) × 1000	3.85	4.10	3.91	3.97

##### (2) ひとり親家庭の推移

母子世帯及び父子世帯ともに年々増加傾向で推移しています。



## ⑥ 児童相談の新規受理・対応件数の推移

### (1) 児童相談件数

総数は年々増加しており、特に養育相談、障害相談、不登校が近年増えてきています。  
 ここで対象となる「児童」は、「年齢が18歳に満たない者」です。

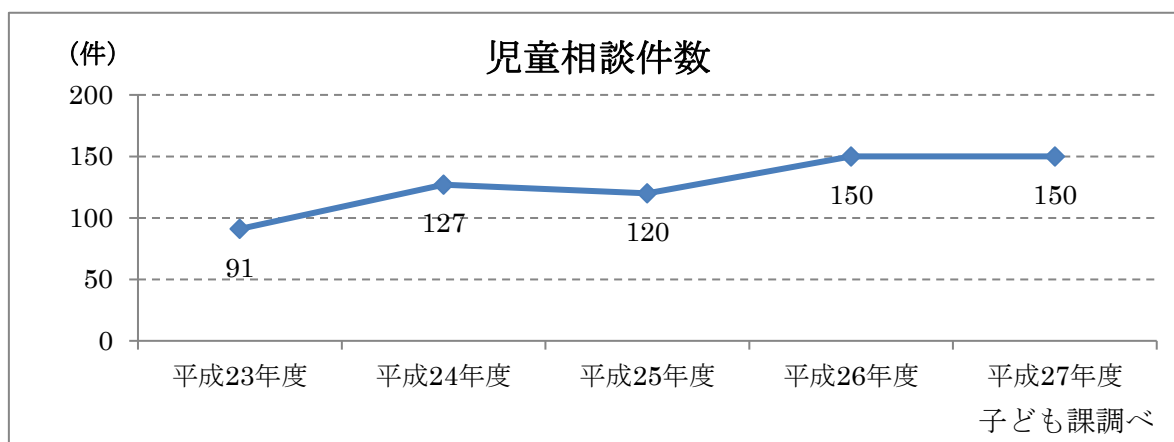
#### 児童相談件数

(件)

	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談			特定妊婦	その他	計
	児童虐待	養育相談 養育不安			性格行動	不登校	育児しつけ			
H23年度	31	19	1	1	35	0	0		4	91
H24年度	80	33	1	2	0	8	0		3	127
H25年度	38	14	19	3	7	17	3	2	17	120
H26年度	60	27	12	2	8	13	2	4	22	150
H27年度	42	55	15	1	4	7	0	9	17	150

\* 「養育相談・養育不安」には、経済的要因によるものを含みます。

\* 「特定妊婦」とは、妊娠中に家庭環境に高いリスクが特定でき、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦の定義です。



### (2) 児童虐待相談件数

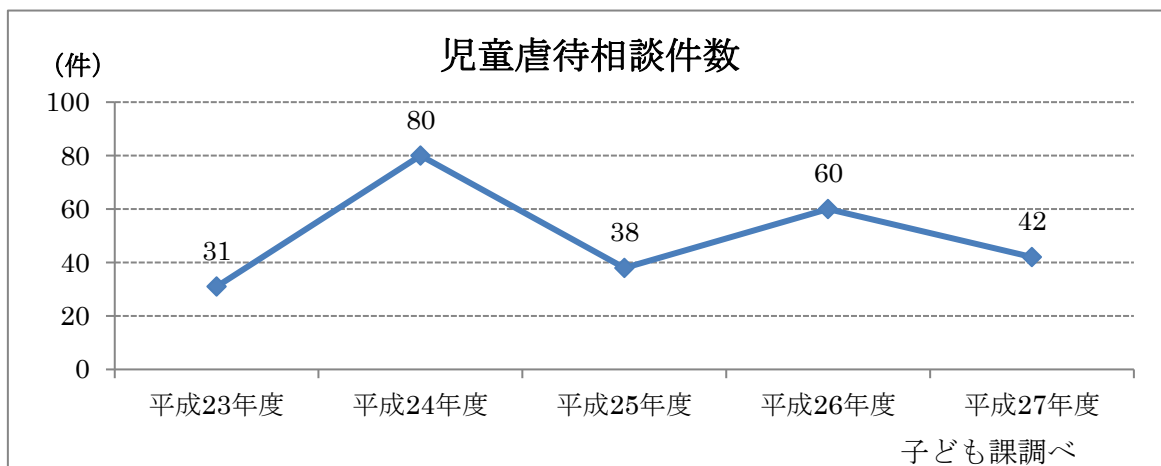
身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトそれぞれに相談数が年度間で変動しながら継続しています。ここで対象となる「児童」は、「年齢が18歳に満たない者」です。

#### 児童虐待相談の内訳

(件)

	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
平成23年度	3	17	1	10	31

平成 24 年度	19	21	2	38	80
平成 25 年度	10	15	1	12	38
平成 26 年度	14	32	1	13	60
平成 27 年度	5	13	0	24	42

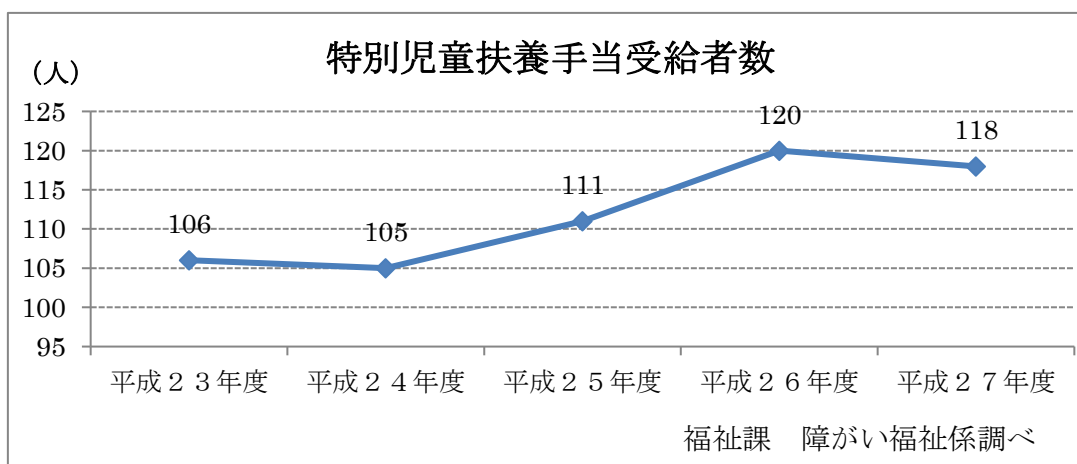


⑦ 特別児童扶養手当受給者数の推移

特別児童扶養手当は、20歳未満で精神又は障害を有する児童を家庭で監護・養育している父母等に支給されます。平成23年度から25年度にかけて増加し、以降横ばい状態にあります。

(当該当年度 12月31日付)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人数	106	105	111	120	118



⑧ 高校進学率・高校中退率の推移

(1) 高校進学率の推移

高校等とは高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程を指します。進学率は90%台後半で推移しています。一方、この4年で中学校卒業生のうち、就職した子どもは4～11人、就職に至らなかった子どもは2～12人の間で推移しています。

	進学率
平成25年3月卒業者	97.9
平成26年3月卒業者	97.4
平成27年3月卒業者	96.8
平成28年3月卒業者	98.9

学校教育課調べ

(2) 市内県立高校中退者数の推移 \* 県立高校に今後依頼する

⑨ 生活保護世帯の子どもの高校及び大学等進学率の推移

(1) 生活保護世帯の子どもの高校等進学率

高校等とは高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程を指します。年度ごとに変動があり、就職を目指している子どもや不登校から進学に至れなかった子ども等が各期にみられています。

生活保護世帯の子どもの高校等進学率 福祉課保護係調べ

H26年4月	H27年4月	H28年4月
100% (5人中5人)	50% (4人中2人)	91% (11人中10人)

(2) 生活保護世帯の子どもの大学等進学率

大学等は大学・短期大学・専修学校及び各種学校を指します。平成28年4月の6人の進学者の内訳は大学2人・専修学校4人です。

生活保護世帯の子どもの大学進学率 福祉課保護係調べ

H26年4月	H27年4月	H28年4月
33% (6人中2人)	0% (3人中0人)	55% (11人中6人)

⑩ 小・中学校における歯科検診結果・治療状況

歯科検診の受診率は小・中学校とも 100%近くで推移しています。また検診における健全歯者率及び未処理者の治療率については年々高くなっています。

	対象者数	未受診者数	受診率 (A)	受診率の内訳 (B)			う歯 (処置者) (治療率)
				健全歯者	処置完了者	う歯 (未処置 歯者)	
<b>小学校</b>							
H27 年度	3577	0.5%	99.5%	35.4%	27.2%	37.4%	76.7%
H26 年度	3636	0.4%	99.6%	31.8%	26.5%	41.7%	73.8%
H25 年度	3622	0.4%	99.6%	31.9%	26.7%	41.7%	62.0%
H24 年度	3720	0.7%	99.3%	30.6%	27.1%	42.4%	60.4%
H23 年度	3755	0.9%	99.1%	29.8%	28.0%	42.2%	59.2%
<b>中学校</b>							
H27 年度	1706	1.7%	98.3%	49.2%	26.9%	24.5%	47.6%
H26 年度	1706	1.9%	98.1%	34.9%	20.0%	45.1%	48.4%
H25 年度	1778	2.0%	98.0%	29.7%	16.0%	53.1%	43.6%
H24 年度	1853	2.8%	97.2%	30.9%	25.0%	44.1%	44.5%
H23 年度	1963	2.6%	97.4%	28.6%	26.0%	45.4%	47.2%

学校教育課調べ

\*表中の (A) = (B) の合計値

⑪ 子ども会及びスポーツ少年団の団体数・会員数の推移

いずれも団体数は微減となっていますが、会員数は横ばいで推移しています。

		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
子ども会 (小学生)	団体数	39	39	39	36	36
	会員数	1,651	1,668	1,691	1,595	1,643
スポーツ 少年団	団体数	58	55	56	56	56
	会員数	1,008	967	930	942	924

子ども会 文化生涯学習課調べ(各年度末現在)

スポーツ少年団 日向市体育協会調べ(各年度末現在)

その他掲載を検討するデータ

・母子健康手帳交付時アンケート 経済不安についての回答状況～こども課に今後打



診

## 今回追記の章です。第2章-2

### 2) 「子どもと家庭の生活・ニーズ調査」及び「子どもの貧困対策に関する教職員アンケート」の結果分析(仮)

本計画策定の基礎資料として、子どもや家庭の生活の状況やニーズについて把握し、また教職員から子どもの貧困対策についての意見・要望を集約するため、標記アンケート調査を市内小中学校ならびに一部保育所(園)に協力をいただき、実施しました。

○実施期間：平成28年11月14日～12月2日

#### ①「子どもと家庭の生活・ニーズ調査」

調査対象 市内の小学校3年生及び中学校3年生の保護者

上町保育所・細島保育所・往還保育園・富高保育園の年長組の保護者

\* きょうだいで対象が重なった場合は、長子の在学期に回答票を提出

回答数 1,079件 回収率 88.2%

回答世帯の構成 世帯員数でもっとも多かったのは4人(36%)、次いで5人(28.3%)  
きょうだいの数でもっとも多かったのは2人(44.4%)、次いで3人(31.2%)、1人(11.9%)

全体のうち母子世帯は17.2%、父子世帯は1.7%

祖父母世代と同居している世帯は18.5%

#### 特徴点

##### ○年収・家計など生活状況

家計の状況については「赤字」29%（「赤字であり借金をしている」割合は全体の15.1%）・「ぎりぎり」50%で、年収250～300万円以下の世帯は全体の28.5%でした。また就学援助を受けたことがない世帯は全体のうち68.9%で、その理由としては「要件満たさない」が61.5%、「制度や手続きがよくわからない」が21.5%、「公的な支援は利用したくない」が4.9%でした。

「子どもや家庭に関する経費などで十分でないもの」で多かったのは、「教育費用の貯金」23.5%、「家族での旅行費用」15.8%、「習い事の費用」10.5%で、「過去1年間支払いができなかった費目」は「年金・健康保険料」6.6%、「給食費・保育料」5.5%があげられていました。住環境は全体のうち「アパート・貸家・公営住宅」が44.6%で、「子ども部屋がない」世帯は全体の18.6%でした。

「子どもに将来受けさせたい教育」は、「高校教育」は95%ですが、「短大・高専、専門学校」が57.6%、「大学教育」が50.1%と、教育段階が進むにつれて低くなり、その背景として「経済的に厳しい」が、「高校教育」の1.1%から、「短大・高専、専門学校」が28%、「大学教育」が36.9%と急増し、この傾向は中学3年生の保護者が最も大きくなっています。

## ○生活状況の子どもへの影響

「虫歯がある子どもがいる」世帯は全体の11.3%で、「うち治療にかかっていない」は55.7%となっています。子どもをふくめて「家族を医療機関に受診させた方がよかったけれど実際には受診できなかったことがある」のは、全体の24.9%で、その理由として「医療費の支払いが困難」「国民健康保険税を滞納して保険証が使えなかった」等、経済的な事由が28.2%でした。

「子どもが朝食を毎日食べてはいない」割合は全体の7.9%で、保育所（園）ではありませんが、小学3年で6.5%、中学3年は10.2%と高学年に伴い高くなっています。「夕食時の孤食・もしくは子どもだけの食事となっている」割合は5.8%でした。これも高学年にともない割合が高くなります。

## ○子どもの様子

「子どもが気軽に相手の家に遊びにいける友達の数」は、「いない」8.1%、「1～2人」37.6%、「3～4人」33.7%となっています。また、「宿題は自ら進んでできる」、「自分のベストをつくそうとする」、「分からないことは質問をしたりアドバイスを求めることができる」、「将来について、明るい希望や自分の希望が言える」等で、「あてはまらない」割合が、中学3年では15～17.5%の範囲内で共通して一定していません。

「不得意科目」（中学3年のみの質問）で割合が多かったのは、「英語」18.7%、「数学」16.4%でした。

## ○保護者の様子

「子どもと体を動かして遊ぶ」は「月に1～2回」が27.7%で、「めったにない」が41.7%で、特に「めったにない」では中学3年は68.6%でした。「子どもの勉強をみる」割合は「ほぼ毎日」が小学3年で55.4%の一方で、中学3年生は5.5%で、中学3年の「めったにない」割合は45.6%（小学3年生は2.2%）となっています。保護者は土曜日が「定期的に勤務」「不定期で勤務」の割合が母親は計68.1%で父親が計70.1%、日曜・祝日についての同割合は母親が48.7%で父親は計59.4%にのびります。勤務状況が親子のふれあいに影響していると言えます。過去1ヶ月に至った気分では、「何をやるにでも骨折り損だと感じた」では「ときどき」15.4%、「たいてい」5.8%、「いつも」4.2%で、子どもへのしかりの接し方では、「無視をする」は「ごくまれにある」17.4%、「子どもが嫌なことを繰り返し言う」は「ごくまれにある」34.9%の数値が特徴的です。

「困ったときに相談できる人」は「配偶者・パートナー」及び「自分や配偶者の親」で計5割近くになっています。一方、「保育士」「学校の先生やスクールカウンセラー」「公的機関の相談員」「児童・民生委員」等の関係機関については計5%以下です。「地域の行事への参加」は「よく参加している」「ときどき参加している」は計63.5%で、「あまり参加していない」「参加していない」は計35.3%となっており、「生活上の困難

を解決するために地域の人々は協力すべきか」は「そう思う」「まあそう思う」が計46.6%で、「どちらとも言えない」が45.5%となっています。

### ○保護者のニーズ

子育てや暮らしに関する施策ニーズで選択が多かったのは、「子どもの学習支援の充実」28.6%、「公的援助の拡充」27.5%、「親子の居場所」8.1%、「家計管理の助言」7.8%でした。また、保護者個人として希望する支援・機会が多かったのは、「資格や技能取得の研修」28.6%、「年金や公的支援を学ぶ機会」23.8%、「生活防衛セミナーの開催」12.8%、「悩みが話せる場所」8.1%でした。

## ②「子どもの貧困対策に関する教職員アンケート」

調査対象 市立小・中学校勤務の教職員・事務職員・臨時及び非常勤講師

回答数 388件 回収率 95.8%

### 特徴点

#### ○子どもの貧困の認識

「この4～5年間で生活に困窮する子どもの家庭は増えていると思うか」について、「ずいぶん増えている」12.9%（小学校11%・中学校15.8%）、「やや増えている」49%となっています。「学校に赴任以来うかがえた子どもの特徴的な困難状況」は「学校に滞納がある」15.0%に続き、「自宅で勉強できない」「夜間子どもだけで過ごす」「保護者参観日にこれない」「朝食が取れない」が9%台で並んでおり、「洗濯されていない」は中学校で9.0%（小学校は7.9%）です。

「貧困・生活困窮が子どもの学力に影響を及ぼすと思うか」について、「思う」が94.6%で、その理由としては「意欲・目標の低さ」が31.9%で、「家庭で学習できる環境の欠如」「家庭で勉強をみってくれる人の欠如」が同じ25%台となっています。また「貧困・生活困窮の子どもの言動や置かれようへの影響」では、高い順から「学力に遅れがある」18.1%、「表情が暗い」17.0%、「放任されている」16.6%、「落ち着きがない」14.8%となっています。

「就学援助を個別に紹介したことがある」は中学校40.1%・小学校33.1%で、「生活困窮がうかがえるのに就学援助や生活保護を受給していない家庭」は「わからない」45.6%の一方で「みられる」29.4%でした。「みられる」の理由として、「制度の周知不足」29.9%となっています。

#### ○支援のあり方についての意見

子育てや暮らしに関する施策ニーズで選択が多かったのは、「子どもの学習支援の充実」16.9%、「健康管理や生活の過ごしへの助言」15.0%、「子育てについての相談先」14.8%、「公的援助の拡充」14.1%、「家計管理の助言」13.0%でした。また、学校をプラットフォームとした対策の展開、教育と福祉の連携が多かったのは、「教職員の追加配置」20.8%、「家庭教育支援チームの配置」17.0%（小学校19.2%）、

「スクールカウンセラーの配置充実」13.6%、「少人数での習熟別指導」13.5%（中学校16.8%）、「スクールソーシャルワーカーの配置拡充」12.8%となりました。

また自由意見欄では支援・対策のあり方について、日常の多忙さから学校現場の限界があるとの声が特徴的に出され、基盤となる家庭支援を継続的に行政が担うことへの要望や学校ができることを明確にしたうえで多機関の連携があげられ、一方で「行政や教育現場の職員は、何をどこまで関わればよいのか、支援する側の認識が一様でなく苦しい」との意見も出されています。

また具体的な対策として、「教職員や講師、学習支援員の増員による個別指導の充実や家庭訪問」、「スクールカウンセラーの資質向上」、「親子参加型の地区での学習コミュニティの形成」、「公的援助について理解しづらい家庭への手厚い介入」、「保護者をまじえたケース会議」、「子育てや家計管理についての講座」、「児童手当等における給食費等の差引」等があげられました。

### 第3章 集約された課題と本市の強み

#### 1) 課題（仮）

##### ◆就学援助認定率が増加している～中学生は5人に1人の割合

第2章の傾向に表れている本市における子どもの貧困の特徴的な現状として、第一には就学援助認定率の増加があります。

旧日向市と東郷町が合併して以降の推移をみると、児童生徒数が平成18年5月1日現在の6,177人（小学生4,177人・中学生2,000人）から平成28年5月1日現在の5,306人（小学生3,549人・中学生1,757人）と871人（小学生628人・中学生243人・平成18年度から比較した減少率は小学生△15.03%・中学生△12.15%）の減少があった中で、就学援助受給者数は平成18年度末766人で27年度末791人と微増しており、認定率としては小学生13.1%（平成18年度より1.5%増）・中学生18.4%（平成18年度より4.3%増）に至っています。

全国の認定率（平成25年度就学援助等実施状況調査）と比較すると、小学生は0.07%（全国13.03%）、中学生では2.73%（全国15.67%）、上回っています。

また生活保護受給世帯の児童生徒数をあわせた要保護・準要保護児童生徒の割合は全体で15.6%となります。特に中学生では19.5%と、5人に1人の割合に至ります。

認定率増加の背景としては、市内における雇用格差の広がり（平成28年9月末有効求人倍率0.96倍のうち正規社員0.56倍・パート1.11倍）や、離婚率の高さ（平成27年度3.97）が大きく影響していると考えられます。

##### ◆家庭の貧困や生活困難が子どもの育ちに影響し、貧困の連鎖も起きている

公的扶助や福祉サービスの相談支援において、特徴的に見受けられる困窮の実状として、保護者が安定就労に至らない、心身の傷病で就労できず経済的に困窮する中で、「ラン

ドセルが購入できない」「修学旅行費の支払いができない」等の相談を受けたり、希望していた進路を家庭事情に配慮して子どもが変更してしまったという事例が報告されています。

本計画策定にあたり行った「保護者と子どもの個別インタビュー調査」（日向市子どもの未来応援会議委員及び事務局により、各員が支援を行っている世帯の保護者と子どもに対し、ライフヒストリーや現在の困りごと、ニーズについて聴き取り調査を実施。〇〇ページに調査集約を掲載）では、保護者自身の生きづらさが子どもに連鎖しているプロセスが明らかになりました。

インタビューを行った世帯の多くで、保護者が子ども期に父母の離婚や、父母の就労が不安定なもとで生活しており、生活困窮や養育環境の欠如、機会や自由の不全の中におかれた結果、高校中退や、不安定な雇用への就労、また生活基盤が整わない中での結婚・離婚を経るなど、生きづらさが重なっていく経過から、現在の生活困窮・養育不安に至っていました。

その状況が、子どもに行動や思いの抑制や愛着関係の不足などをもたらし、のびのびとした年相応の育ち・過ごしに至れず、人間関係にも不安を感じて自己肯定感が低く、具体的な進路・目標を持ちづらい中で、学業不振や不登校も経ながら、進学の断念・就労の失敗に直面しているプロセスが特徴的にみられました。

また、ひきこもりに至っている世帯では、ひきこもりに対する周囲の認識に不安を感じ、子どもの存在や悩みを明らかにできない等、地域から孤立している状態もみられました。

このように、家庭の生活困窮・養育不安が子どもの育ちに大きな影響を与え、世代をこえた生きづらさや貧困の連鎖を生み出しています。

#### ◆家庭の困窮の防止と子どもの成長を保障する取り組みが必要

雇用・労働条件の格差の拡がりや、離婚など、誰もが困窮に至るリスクが社会的に高まっています。また、それぞれが生活の維持に追われる中で、地域における結びつきも希薄しがちになっています。

「子どもと家庭の生活・ニーズ調査」においても、年収が不十分な中で、教育費用の貯金が十分にできず、子どもにどの程度までの高等教育を受けさせることができるかという不安や、勤務が土日や祝日にも及ぶ中で、親子のふれあいが多くの家族で限られている状況が明らかになっています。

個別の家庭が困窮に至る前で、生活基盤の改善支援や、子どもへの学び・体験の機会を行政・地域として一体的となって周知・提供し、家庭の困窮防止と子どもの可能性を保障していく施策の展開が必要です。また、困窮世帯について、地域とのつながりを築きながら自立を支援していくために、保護者がなんらかのハンディや生きづらさを持つ中で、子どもの育ち・悩みに関われる支援機会・見守り拠点の包括的な整備が地域に必要です。

## 2) 本市の強み

◇市行政及び教育行政の特徴的な取りくみとして、こども課による「要保護児童対策協議会」(養育支援・児童虐待防止)や、日向市生活相談支援センター心から(ここから)による「子どもの学習支援事業」(生活困窮者支援)、日向市教育委員会における「適応指導教室ひまわりラウンジ」(不登校児童生徒の支援)や、日向市キャリア教育支援センターによる「よのなか教室」(企業による出前講座や職業人の話し手などキャリア教育)が実施されています。また、日向市社会福祉協議会において、地域福祉コーディネーターを中心とした「地域福祉活動推進事業」や、地域を基盤にした福祉教育「ふくし学園事業」等の地域支援や「食糧支援事業(フードバンク)」が実践されています。

◇本市には、児童の養護支援施設として、児童養護施設「鐘ヶ浜学園」(平岩地区)と、県内唯一の児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設)「ひむか・ひこばえ学園」(東郷町小野田地区)が開設されています。また親子の居場所・生活支援を取り組むNPO「排除しないまちづくり結い」や子ども相談を行う「子ども研究所絆」など民間支援団体が市民により設立されています。

◇地域では、子ども会やスポーツ少年団が指導者・保護者の熱心な関わりのもと活動しています。また自治会や、まちづくり協議会等において、祭りや環境活動など、様々な機会の提供が行われています。

◇本市は重要港湾である細島港を拠点とした製造業(化学製造・食品加工業等)に加え、日向入郷地域の玄関口として集積型の小売施設が多く、第三次産業(平成21年経済センサスの産業別就業割合は63.0%)を中心に就労機会が存在しています。

## 今回追記の章です。第4章

### 第4章 基本理念

#### 1) 「子どもの貧困」の定義

個別の世帯の状態も含めて、本市における貧困をめぐる状況をみると、子どもの貧困とは、単に家庭の経済的な困窮だけでなく、子どもと親の心身の置かれようも含めてとらえる必要があると考えます。格差の拡大や、社会の無縁化もあわせると、子どもの貧困対策は、単なる公的給付にとどまらず、子どもの成長のプロセスや地域の育成環境への投資的なアプローチ（施策の拡充、学習支援や地域での居場所、社会資源の創出、支援の連携など、子どもに成長の保障や支える関係性をもたらす環境づくり）をとおして、どんな子どもでもものびのびと生きていくことができる地域支援・まちづくりを目的としなければなりません。

これらをふまえ、本市は、

**「子どもの貧困」を、  
子ども(18才未満の者)の成長に影響する、**

**①経済的な財の欠如(生活の困窮)**

**②親子の生活・心身の成り立ちに寄与する環境と選択肢の欠如(社会的排除)**

**と位置づけ、**

**「子どもの<sup>しあわせ</sup>幸福(well-being)を追究する自由の欠如・権利の不全」と定義します。**

#### 2) 基本理念

【基本理念】

**“子どもの幸福の追求へ向けた、**

**多分野が連携した子どもの「権利・自由」と「育ち」の保障 “**

生まれ育つ環境や貧困の連鎖の中で生活困窮と社会的排除に直面している子どもが、自身の未来へ向けて希望を抱くことのできる基盤づくり～子ども自身のwell-being(善い生・幸福)を追求するための必要な最低限度の自由・基盤の保障～が必要です。そのために、成長の段階や家庭の場面に応じた支援施策の展開や、民間・地域ふくめた支援の連携や様々な機会の提供をとおし、伴走した見守りと生活基盤の安定を個別に具体化し、子どもの「権利・自由」と「育ち」を地域として保障します。その取り組みのプロ

セスをとおして、市民が孤立しない包摂・共生のまちづくりを推進します。

### 3) 基本方針

基本理念のもと、次の基本方針を掲げ、各種施策や支援連携を取り組んでいきます。

#### **【基本方針】**

子どもの貧困の解消に向けて、

1. 子ども・家庭に相談・支援を確実に届ける
2. 子どもの希望実現へ向け、家庭の生活基盤の安定を支援する
3. 子どもを応援する機会と環境を市民総ぐるみで生み出す

基本方針を市民と協働で実践し、地域づくりを進めるためのキャッチコピー

ひなた  
“みんなが子どもの日向”

### 4) 施策の柱立てと市民総ぐるみの支援の推進

基本方針のもと、本市の施策を以下のように柱立てし、子どもの成長や家庭の場面に応じた支援を拡充していくとともに、あわせて行政と地域、市民協働の支援・協力を市民総ぐるみで推進してきます。

#### ①子どもの成長段階に応じた切れ目のないサポート

妊娠から出産、発育、就学、進路保障、就労支援まで、子どもの成長段階に応じた支援を拡充し、体系化して周知し、家庭の状況に応じた支援を総合的に推進します。

#### ②家庭のニーズをふまえた生活基盤・子育ての支援

家庭のニーズをふまえ、社会保障の適切な運用や養育支援、親子の健康増進、保護者の就労支援、企業等と連携したワークライフバランスの整備等を総合的に推進します。

#### ③支援を届けるネットワークの確立

家庭に公的援助・生活支援や、子どもの学習支援、親子の居場所や社会参加の支援を連携して提供する支援ネットワークを形成し、親子に対する総合的な個別支援を確立します。また市民総ぐるみの支援推進に向けた啓発活動を取り組みます。

#### ④学福連携を中心とした市民協働の子ども応援

学校教育と福祉行政の連携強化に向けた各種施策を推進するとともに、地域・NPOにおける家庭の見守り支援や子どもへの機会提供を促進します。



## **議事2)計画案策定に向けたスケジュールについて**

現在の各種調査の進行状況と、会議の協議経過をふまえ、「日向市子どもの未来応援推進計画」案の策定に向けた、今年度の会議における協議及び事務局作業の進行について、別紙のとおり再度提案します。